

**「三木市人権尊重のまちづくり基本計画（第4次）」及び
「三木市男女共同参画プラン（第4次）」策定支援業務
プロポーザル実施要領**

1 目的

この実施要領は、三木市人権尊重のまちづくり基本計画（第4次）及び三木市男女共同参画プラン（第4次）策定支援業務（以下「本業務」という。）の契約の相手方となる事業者をプロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）により選定するために必要な事項を定める。

2 業務概要

（1）業務名

三木市人権尊重のまちづくり基本計画（第4次）及び三木市男女共同参画プラン（第4次）策定支援業務

（2）業務の目的

別添仕様書のとおり

（3）業務の内容

別添仕様書のとおり

（4）業務期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

（5）事業規模（提案限度価格）

金11,800,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

ただし、この金額は、提案内容の規模を示すものであり、契約時の予定価格を示すものではないことに留意すること。

また、見積り及び契約は両業務一括で行うものとし、個別で契約書は作成しない。

3 実施形式及び契約の締結

本プロポーザルは、公募型で実施する。また、契約の締結は、審査により契約候補者に選定された者と詳細の協議を行い、協議成立後に三木市契約規則に基づき契約を締結する。

4 参加資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) この事業の公告日現在において、三木市の入札参加資格者名簿に登載されている者であること。
- (2) 公告日時点において指名停止処分を受けておらず、かつ、契約締結の日までの間に指名停止処分を受ける見込みがないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (4) 公告日時点において会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされておらず、かつ、契約締結の日までの間に更生手続き開始の申立て又は再生手続き開始の申立てがなされる見込みもないこと。
- (5) 会社法（平成17年法律第86号）に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 三木市暴力団排除条例（平成24年三木市条例第1号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者が経営に関与していないこと。
- (7) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (8) 個人情報に関する扱いを適正に対応するため、プライバシーマークの認証を取得していること。

5 スケジュール

内容	期日
プロポーザル公告 (実施要項の公表)	令和6年5月1日(水)
質問書の受付期限	5月17日(金)
質問書に対する回答予定日	5月23日(木)
参加表明書、会社概要書の提出期限	6月3日(月)
参加資格審査結果通知書兼企画提案書等通知予定日	6月10日(月)

企画提案書、見積書等の提出期限	6月24日(月)
プレゼンテーション実施予定日	7月8日(月)
審査結果通知	7月中旬
業務委託契約締結予定日	7月中旬

6 実施要領等の配布

(1) 担当部署及び問い合わせ先

ア 三木市人権尊重のまちづくり基本計画に関すること
市民生活部人権推進課人権施策推進係(担当:近藤)

電話:0794-82-8388 FAX:0794-82-8658

メールアドレス jinken@city.miki.lg.jp

イ 三木市男女共同参画プランに関すること

市民生活部人権推進課男女共同参画係(担当:平田)

電話:0794-89-2331 FAX:0794-82-8120

メールアドレス jinken@city.miki.lg.jp

(2) 実施要領及び仕様書の配布

ア 配布期間:令和6年5月1日から6月3日まで

(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前8時半から午後5時まで)

イ 配布場所及び受付場所

〒673-0433

兵庫県三木市福井1933-12 三木市立教育センター内

電話/FAX:0794-82-8120

三木市市民生活部人権推進課

又は、三木市人権推進課のホームページ:

(<https://www.city.miki.lg.jp/soshiki/16/>) からダウンロードできる。

7 質問の受付及び回答方法

本業務に関する質問は、参加表明する予定がある者が、次のとおり行うこと。

なお、市が回答した内容は、仕様の変更又は追加とみなす。

(1) 質問方法

質問書(様式第4号)に質問内容を簡潔にまとめ、電子メールによ

り提出すること。なお、メールの件名は、「(事業者名) プロポーザル質問書の送付」とすること。

(2) 提出先

市民生活部人権推進課

メールアドレス： jinken@city.miki.lg.jp

(3) 提出確認

メール送信後に、提出先まで電話により到達確認を行うこと。

電話番号：0794-89-2331

(4) 受付期間

令和6年5月1日～5月17日まで

(5) 回答方法

回答は、全ての質問を取りまとめたうえで、一括して令和6年5月23日(木)までに参加申込又は質問のあった全事業者にメールにより回答するとともに、三木市人権推進課のホームページに掲載する。

ただし、質問の内容が、企画提案書等の作成作業を進める上で大きな影響を及ぼすと判断されるものは、随時、参加申込又は質問のあった全事業者に回答するものとする。なお、質問のあった事業者名は公表しない。

8 参加申込の提出書類

本プロポーザルへの参加を希望する者は、本実施要領、仕様書及び三木市契約規則等の各規定を理解した上で、次のとおり必要書類を提出すること。

(1) 参加表明書(様式第1号) 1部

(2) 会社概要書(様式第2号) 1部

※パンフレット等会社の概要がわかるものを、併せて提出すること。

(3) 暴力団排除に係る誓約書(様式第3号) 1部

(4) 質問書(様式第4号) 1部

(5) 業務実績調書(様式第5号) 1部

(6) 業務実施体制表(様式第6号) 1部

9 参加申込提出方法及び提出先

(1) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便、期限内必着）

※窓口での受付は、平日の午前9時～午後5時までです。

(2) 提出先

〒673-0433 兵庫県三木市福井1933-12

三木市立教育センター内

三木市市民生活部人権推進課

(3) 提出期限

令和6年6月3日（月）午後5時

(4) 辞退

参加表明を提出した後、都合により辞退する場合は、速やかに代表者印等を押印した参加辞退書（様式第1号の2）を持参又は郵送により提出すること。

10 参加資格審査結果通知

(1) 参加申込後、参加資格を有すると認める者には参加資格要件を満たしていることを通知するとともに、企画提案書等の提出を依頼する。

(2) 参加申込後、参加資格がないと認めたものには、プロポーザルの参加は認められない旨を通知する。

11 企画提案書・見積書の提出

提出方法及び提出先は、「9 提出方法及び提出先」による。

(1) 提出期限

令和6年6月24日（月）

(2) 企画提案書等

提出書類は、次のとおりとする。

ア 企画提案書表紙（様式第9号）

イ 見積書（内訳書添付）

ウ 企画提案書（A4サイズ様式任意）

30ページ以内とし、ページ番号を付すこと。

内容は、少なくとも次の(ア)から(ウ)について記載すること。

(ア) 基本的事項について

(イ) 提案事項について

- ・スケジュール
- ・仕様書記載の業務内容についての実施方法

(ウ) 独自提案事項について

(3) 提出部数

10部（原本1部を含む。）

(4) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便、期限内必着）

※窓口での受付は、平日の午前9時から午後5時までとする。

(5) 提出先

〒673-0433 兵庫県三木市福井1933-12

三木市立教育センター内

三木市市民生活部人権推進課

12 審査及び選定

(1) 選定方法

ア 参加申込の提出書類を受理した後、担当部局において応募資格の適否を確認する。

イ 審査にあたっては、三木市職員で構成するプロポーザル審査委員会を設置し、応募資格を満たしている応募者を対象に、審査評価基準に基づき、応募者の提案書類（企画提案書等）及びプレゼンテーションについて審査する。

ウ 応募件数が3件以上となった場合は、提出があった参加申込の提出書類をもとに一次審査を実施し、プレゼンテーション審査（二次審査）へ回る案件を絞り込むことがある。

(2) プレゼンテーション審査（二次審査）

ア 実施日

令和6年7月8日（月）

三木市立教育センター4階 中研修室

※実施時間などの詳細は、7月3日までに通知する。

イ 審査方法等

審査は、「三木市人権尊重のまちづくり基本計画（第4次）及び三木市男女共同参画プラン（第4次）策定支援業務に係るプロポーザル審査委員会」により、次の方法で行う。

(ア) 1提案者当たり、プレゼンテーション20分以内、質疑応

答 30分程度とし、出退及び機器準備を含めて60分以内とする。

- (イ) プレゼンテーションの順番は、企画提案書の受付順とする。
- (ウ) プレゼンテーション審査は、非公開とする。

ウ その他

- (ア) 審査での説明者は、本業務の従事予定者（主たる担当者を含め4名程度）とする。
- (イ) プレゼンテーションにおいてパソコン等の機器を使用する場合は、参加者側で準備すること（スクリーンは、市で準備する。）。
- (ウ) パソコン（パワーポイント等）を使用してプレゼンテーションを行う場合の資料（データ）については、提出書類のうち、企画提案書と同様のものとする。（同様の内容であれば、表現形式の変更可）
- (エ) 当日の資料追加は、認めないものとする。

(3) 審査項目

審査項目	内容	評価基準	配点
企画提案 の評価	本業務委託のスケジュール	業務完了までのスケジュール及び業務の進め方が明確に示されているか	10
	本業務委託の実施方針	目的・条件・内容の理解度	5
	提案内容について	内容、方法が効果的であるか	10
	効果について	提案内容の実施により、期待される効果が具体的に明記されているか	15
組織	本業務委託の実施体制	適切な体制（人員配置及び役割分担）となっているか	10
	業務執行技術力	同種・同類業務の実績等	10
担当者	担当者評価	資格、経験年数、実務実績の有無、手持ち業務の金額及び件数等	10
	プレゼンテーション能力	提案内容の明確な説明及び質疑に対する的確な回答	10

見積書	見積額	事業規模（提案限度価格）を 超えていないか	20
合計			100

(4) 審査方法

ア 応募者から提出された企画提案書等とプレゼンテーションの結果を踏まえ、選定評価基準に基づき審査委員会が評価点を算出する。

イ 各委員の評価点の平均をもって委員会の評価点とし、これを応募者に対する評価点とする。

(5) 業務受託候補者の決定

ア 評価結果に基づき、最高得点を獲得した応募者を、業務受託候補者として選定する。

イ 最高得点応募者が複数あった場合は、審査委員会の議決により決定する。

(6) 失格事項

次に掲げる要件のいずれかに該当した場合は、失格とする。

ア この要項に定める参加資格を満たさない場合

イ 提出書類に虚偽の記載をした場合

ウ 提出書類に不備があり、提出期限までに補完されない場合（軽微な場合を除く。）

エ 審査の透明性、公平性を害する行為があった場合

オ 前各号に定めるもののほか、提案に当たり著しく審査に反する行為がある場合

13 その他

(1) 応募者が1者の場合において、審査委員会の評価点（価格点を除く）が6割以上の場合は、受託候補者として選定する。

(2) 契約の締結に当たっては、市と受託候補者とで細部について調整を行い、委託条件を協議の上、契約を締結できるものとする。

(3) 受託候補者が正当な理由なく契約を締結しないとき、提出書類に虚偽の報告があったとき又は協議が調わないときは、その選定を取り消すとともに、次点者と調整協議の上、契約を締結

するものとする。

- (4) 企画提案の手續に関する書類の作成及び提出に係る費用その他本プロポーザルに要する費用は参加者の負担とする。
- (5) 提出された書類は、市が審査業務を行うために必要な場合に、その写しを作成し、使用できるものとする。
- (6) 提出期限（市が別途追加資料の提出を求めた場合は、その提出期限）後の提出書類の差替え及び再提出は認めないこととし、提出された書類は返却しない。
- (7) 受託者から提出された企画提案書は、三木市情報公開条例（平成11年三木市条例第1号）の規定に基づき公開する。

また、当該提出書類以外のプロポーザル実施に関する情報（受託者以外の提案者から提出された企画提案書を含む。）は、同条例の規定に基づき提案者と個別の協議のうえ、公開することがある。

三木市長 様

参 加 表 明 書

三木市人権尊重のまちづくり基本計画（第4次）及び三木市男女共同参画プラン（第4次）策定支援業務プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）に基づき、プロポーザルに参加することを表明します。なお、実施要領に定める参加資格要件を全て満たしていること及び提出書類の記載内容について事実と相違ないことを誓約します。

参加 表明書 提出者	商号又は 名 称			
	所在地			
	代表者 職・氏名	印		
	業務担当者	書類等 送付先	〒	
		所属		
		氏名		
		電話		
FAX				
E-MAIL				

【記載上の注意】

- ・ 代表者印等を押印してください。
- ・ 業務担当者欄は、当プロポーザルに関する連絡先及び書類の送付先を記入してください。
- ・ 参加表明書を提出後に当プロポーザルへの参加を辞退する場合は、参加辞退届（様式第1号の2）を提出してください。

三木市長 様

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

参加辞退届

三木市人権尊重のまちづくり基本計画（第4次）及び三木市男女共同参画プラン（第4次）策定支援業務プロポーザルについて、参加表明書を提出しましたが、都合により辞退します。

辞退理由

【記載上の注意】

- ・代表者印を押印してください。
- ・辞退理由は、簡潔に記載してください。

会社概要書

所在地(住所)			
事業者名			
代表者名		創立年	
資本金		従業員数	人 <small>(令和5年4月1日時点)</small>
支店等の拠点			
業務概要等			

【記載上の注意】

上記に記載の上、パンフレット等会社の概要がわかるものを添付してください。

様式第3号

令和 年 月 日

三木市長 様

所在地（住所）

事業者名

代表者職氏名

印

暴力団排除に係る誓約書

三木市人権尊重のまちづくり基本計画（第4次）及び三木市男女共同参画プラン（第4次）策定支援業務プロポーザルに参加するに際し、三木市が「三木市暴力団排除条例」、「三木市暴力団排除条例施行規則」、「市契約からの暴力団排除に関する要綱」に基づき、すべての契約等から暴力団等を排除していることを認識したうえで、次のとおり誓約します。

なお、これらの事項に反する場合、契約解除や損害賠償請求等、貴市が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

（誓約内容）

- 1 暴力団（三木市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同条第2号で規定する暴力団員をいう。）並びに暴力団密接関係者（同条第3号に規定する暴力団密接関係者をいう。）が経営に関与していないこと。
- 2 役員が、1に掲げるいずれかに該当するかどうかを確認するため所轄の警察署長へ照会することに合意し、その照会のため役員名簿等を提出すること。
- 3 1に掲げるいずれかに該当する者を下請負人（一次及び二次以降すべての下請負人を含む。）としないこと。

(役員名簿等) ※内容が同じであれば別様式の添付可

(ふりがな) 役員の氏名	生年月日	性別	役職名

【記載上の注意】

代表者印等を押印してください。

質 問 書

三木市人権尊重のまちづくり基本計画（第4次）及び三木市男女共同参画プラン（第4次）策定支援業務プロポーザルに関し、次のとおり質問します。

事業者名		
(ふりがな) 担当者氏名		
担当者連絡先	所属	
	電話	
	E-MAIL	

No.	資料名/該当頁	質問内容

【記載上の注意】

- ・ 質問内容は箇条書きで記載してください。
- ・ 対象資料名（実施要領・仕様書）、該当ページ、質問内容を記載してください。
- ・ 質問内容ごとに仕切り線を入れてください。
- ・ 欄が不足する場合は、この様式で任意に追加してください。
- ・ 質問書は、5月17日（金）までにメールで送付してください。

業 務 実 績 調 書

商号又は名称

1	発注者			
	業務名			
	契約年度	年度	契約期間	年度 ~ 年度
	契約金額	円(地方消費税及び地方消費税を含む。)		
	業務概要			
2	発注者			
	業務名			
	契約年度	年度	契約期間	年度 ~ 年度
	契約金額	円(地方消費税及び地方消費税を含む。)		
	業務概要			
3	発注者			
	業務名			
	契約年度	年度	契約期間	年度 ~ 年度
	契約金額	円(地方消費税及び地方消費税を含む。)		
	業務概要			

【記載上の注意】

- ・ 令和2年4月1日以降に地方自治体と契約した同種業務の実績(業務が完了しているものに限る。)の全てを記入してください。
- ・ 本業務及び同種業務を受託した実績のみを記入してください。
- ・ 欄が不足する場合は、用紙を追加してください。
- ・ 契約書及び業務完了届の写しを添付してください。

業務実施体制表

商号又は名称

配置予定者	氏名	経験年数	担当する業務内容
管理技術者		年	
照査技術者		年	
担当技術者		年	
担当技術者		年	
担当技術者		年	

【記載上の注意】

- 管理技術者、照査技術者、担当技術者を各1名以上配置することとし、その配置予定者全員を記載してください。
- 担当技術者が複数人の場合は、2人目以降の資格要件及び実績は問いません。
- 公告日から起算して3か月以上の雇用関係にある者に限ります。（健康保険証の写し等を添付すること。）
- 欄が不足する場合は適宜追加してください。

三木市長 様

企画提案書表紙

三木市人権尊重のまちづくり基本計画（第4次）及び三木市男女共同参画プラン（第4次）策定支援業務プロポーザルについて、企画提案書等を提出します。

所在地

商号又は名称

代表者
職・氏名

印

電話番号

E-MAIL

業務責任者名

提出先：〒673-0433 兵庫県三木市福井 1933-12
三木市立教育センター内
三木市市民生活部人権推進課 宛

提出期限：6月24日（月）午後5時まで